

犯罪です！資源物の持ち去り！

～4月1日から、資源ステーションに出された
資源物の持ち去り行為を条例で禁止します～

近年、市内で発生している資源物の持ち去り行為を防止するため、
市ではこのような行為を禁止する条例を制定しました。
誰もが気持ちよく住めるまちにするため、地域の皆さんで協力し
て持ち去り行為を防止しましょう。

環境清掃課 ☎57♦4100



条例で持ち去りを禁止

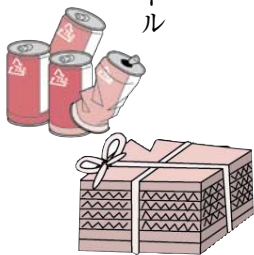
皆さんがルールを守って分別し、
排出した紙類や金属類などの資源
物を資源ステーションから無断で
持ち去る行為が発生しています。

持ち去り行為の際には、その行
為者が恫喝、脅迫などの威圧的な
行動をとったり、資源ステーション
が散乱するなど、住民との間で
トラブルとなるケースも多く、こ
のような行為を不安視する声や苦
情などが寄せられています。

こうしたことから、市では「蒲
郡市廃棄物の減量及び適正処理に
関する条例」を改正し、資源ステー
ションから資源物を持ち去る行為
を禁止しました。

持ち去りが禁止される資源物

- 古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、
ダンボール）
- 空き缶、空きびん
- プラスチック製容器包装
- 古着
- 金属類
- ペットボトル



過料（罰金）が科せられます

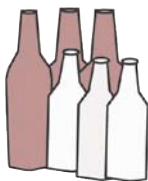
市が認めた事業者以外の人が資
源物を持ち去り、その後の市から
の注意（口頭・書面）にも従わず、
繰り返し行った場合には、5万円
以下の過料が科せられます。

持ち去りの防止に向け

資源物の持ち去り行為を抑止・
防止していくためには、皆さんの
協力が不可欠です。

次のことに注

意しながら、地
域全体で持ち去
り行為を防止し
ましょう。



持ち去り行為者への対応

資源物の持ち去り行為を発見し
た場合は、行為者に対して強く注
意することはしないでください。

持ち去り行為が条例違反
であることは主張できま
すが、行為者の中には逆上
する者もあり、危険な場合
も想定されますので十分
注意してください。

目撃情報の提供

持ち去り行為を見かけ
た場合は、持ち去り行為が

警告 持ち去り禁止

この収集場所に出された
資源物を持ち去る行為は、
条例により禁止されて
います。
違反した場合は、5万円
以下の過料が科されます。



蒲 郡 市

持ち去り抑制への取り組み

行われた資源ステーション、日時、
資源物の品名、使用された車の特
徴（ナンバー、車種、車色など）や
持ち去り行為を行った人の特徴な
どの情報を環境清掃課へご連絡く
ださい。

資源ステーションへの排出時間

持ち去り行為を防止するため、
資源物は収集日の午前6時から8
時までの間に資源ステーションへ
排出するようにしてください。

持ち去り行為が発生している地
域には、市による早朝監視パト
ロールを実施します。また、資源
ステーションには持ち去り行為を
禁止する看板を設置します。

※道路上などの理由で看板が設置
されていない場所もあります。

▲持ち去り禁止を啓発する看板